平成２２年（フ）第３１５号
鹿児島県鹿児島市上竜尾町12番21号
債務者　松尾　克子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
鹿児島県鹿児島市吉野町2914番地37
債務者　木之下和江
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４５９号
鹿児島県鹿児島市西千石町７番41号田中本社ビル601号、住民票上の住所鹿児島県姶良市蒲生町上久徳350番地１
債務者　小谷　絹代
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
鹿児島県鹿児島市明和３丁目27番13号　明和コーポ202号
債務者　大薄孝一郎
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
鹿児島県鹿児島市明和３丁目30番８号
債務者　丸野　良子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
北海道小樽市桜１丁目13番17号、前住所北海道小樽市桜５丁目１番143号　桜団地１号棟
債務者　白畑真由美（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１９０号
北海道苫小牧市花園町３丁目10番11号　メゾンピアＢ－６
債務者　三津谷美言
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１９５号
北海道苫小牧市末広町１丁目12番１―822号
債務者　渡辺　眞砂（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２０３号
青森県三戸郡南部町大字斗賀字斗賀沢12番地
債務者　藤田　俊吉
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
秋田県山本郡八峰町八森字八森後６番地
債務者　吉田美津子（旧姓大屋）
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第４２号
岐阜県高山市石浦町８丁目363番地
債務者　千正鉄工所こと　住田　正雄
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
鳥取県米子市新開２丁目８番51号
債務者　蒲原　春美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３５８号
愛媛県松山市中村２丁目４番５号　アクティフ205号
債務者　亀山　千絵
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３７４号
愛媛県松山市平井町110番地　与力団地２棟61号
債務者　上田鉄次郎
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３７７号
愛媛県松山市保免西３丁目３番18号　サンライフミヤハラ105号
債務者　大岩　昌知
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５６号
高知県高岡郡佐川町平野117番地１
債務者　齋藤幸太郎
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１５０号
鹿児島県鹿児島市南郡元町２番33号　南郡元ハイツ102号
債務者　木村　千早
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目23番３号　第一若松アパート203号
債務者　久保　忠已
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係